

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

魚津市は、戦後、化学・繊維・機械産業を中心に栄えてきた街であり、新川地域の中心都市としての役割を担っている。

現在は、主要産業として製造業や、稲作、果樹栽培を中心とした農業等があるものの、若者の就業には結びつきにくく、都市部での就職を目的とした転出や、県外学卒後にUターンを果たさない若者が多い。高卒・大卒年代で転出する人口に対し 20 代で転入する人口は半分以下の割合となっており、近年、若者を中心に人口の社会減が顕著となっている。

また、市内の中小企業数は減少傾向を示しており、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面しているため、長い歴史を経て形成された市内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、独自の取組みとして、市内事業者に対して中小企業等設備投資助成事業や中小企業立地促進助成事業等を講じてきたが、引き続き市内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、事業を引き継ぎたいと思えるような魅力ある企業にしていこうとする取組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

#### (2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、新川地域の中心都市としてさらに経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 50 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営の強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3 % 以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

魚津市の産業は、製造業をはじめ、農林水産業、サービス業等と多岐に渡り、多様な業種が魚津市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で幅広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業における多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

#### (1) 対象地域

魚津市の産業は、臨海エリアから山間部に至るまで広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、魚津市内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

魚津市の産業は、製造業をはじめ、農林水産業、サービス業等と多岐に渡り、多様な業種が魚津市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で幅広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は、令和7年4月1日～令和9年3月31日とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

中小企業等の経営強化に関する基本方針に基づき、3年間、4年間又は5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

① 人員削減を目的とした取組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

② 公序良俗に反する取組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

#### (備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。